

自動車の種類	説明
AM	<p>原動機付自転車：</p> <p>1時間につき25キロメートル以上45キロメートルを超えない設計速度をもち、50立方センチメートルを超えない容量の火花点火エンジンもしくは、4キロワットを超えない正味電力の燃焼機関もしくは、0.25以上4キロワットを超えない電気エンジンをもつ2輪もしくは3輪の車両のことをいう。空荷時の重量が350キロを超えず、上記条件を満たす4輪動力駆動の車両も、原動機付自転車とみなされる。バッテリー重量は、4輪電気自動車の空荷時においては含まれない。</p>
A	オートバイ
B	<p>最大重量が3500キロを超えず、運転席に加え座席が8席以下の自動車。軽量のトレーラーを搭載する自動車もしくは連結トレーラーの最大重量が3500キロを超えないトレーラーを搭載する同自動車。最大重量750キロを超え、連結トレーラーの最大重量が3500以上4250キロを超えないトレーラーを搭載する同自動車。但し、運転試験に合格することが条件で、上記車両とトレーラー連結車を運転する免許が与えられる。</p>
BE	Bの種類車両から成る連結トレーラーもしくは最大重量が3500キロを超えないトレーラーもしくはセミトレーラー。
T	トラクター、可動性機械、連結機械車両
A1	<p>125立法センチメートルを超えないエンジン容量をもち、エンジン動力が11キロワットを超えないオートバイ。又は軽いオートバイに強力なエンジンをつけた場合、動力と重量比が1キロあたり0.1キロワットを超えないオートバイ。均整のとれた車両を有し、エンジン動力が15キロワットを超えない3輪動力駆動の自動車もまたA1の動力駆動自動車に該当する。</p>

A2	エンジン動力が 35 キロワットを超えない、もしくは動力と重量比が重量1キロにつき 0.2 キロワットを超えないオートバイ。また、オートバイを改造する場合、エンジン容量はこの値の 2 倍を超えてはならない。
B1	原動付自転車でない 4 輪の車両。空荷時の重さが 350kg 以上 400kg を超えない荷物を搭載する際の車両重量は 550kg 以下。正味電気出力が 15 キロワットを超えない。また電気作動装置を搭載する車両の空荷時の重量には、バッテリーの重量は含まない。